

第十五回 参議院水産委員会會議錄第十号

(二〇五)

昭和二十七年十二月十七日(水曜日)午後一時四十三分開会

委員の異動

十二月十五日委員木下源吾君辭任につき、その補欠として森崎隆君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 秋山俊一郎君
理事 木下 辰雄君
委員 青山 正一君
玉柳 實君
松浦 清一君

政府委員

水産庁長官 塩見及之助君
事務局側 常任委員 岡 尊信君
常任委員 林 達磨君
常任委員 林 達磨君
常任委員 林 達磨君

説明員

水産庁漁政部 濱田 正君
協同組合課長 濱田 正君

本日の会議に付した事件

○水産政策に関する調査の件

○鮮魚の鉄道運賃に関する件

○中小漁業融資保証法案(内閣送付)

○委員長(秋山俊一郎君) それでは只今から委員会を開会いたします。ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(秋山俊一郎君) 速記を始め、前回国鉄運賃の改正につきまして、当局を喚びましてその内容の詳細なる説明を聞いたのでありますが、その結果水産物の等級が、而も大衆向の水産物が主食及び野菜類、即ち国民生活の必需品であるところのそれらの物品との運賃格差が著しく異つてゐる。これは今日の日本の食糧事情の観点からいつても誠に納得の行かない点であるといふ多数議員各位の御意見でありましたので、この原案として二十一級に指定されております大衆向水産物については米麦、野菜類と同等の二十三級の取扱ひをするのが至当であるといふ御意見からこの意味を運輸大臣、国鉄總裁、農林大臣にそれ、当委員会の決定に基いて申入れをしたい、こういうことであります、その文案を作成いたしました。一応朗読いたします。

水産物の運賃等級に関する件
今回の国鉄運賃の改正に伴う貨物運賃等級改正案によれば、生活の必需物資として米麦野菜類が二十三級の最低の取扱ひを受けているにもかかわらず大衆向きの鮮魚及び冷凍魚類が二十一級に格付けされ、差別待遇を与えられてゐることは吾々の最も遺憾とするところである。

国鉄が発表した改正方針によれば、公共性に基く調整措置として一般社会生活上、日常不可欠の消費物資を米、麦、小麦粉、生野菜、味噌、醤油、大衆魚、薪炭等とし、特別等級に編入した、と述べているが、主食と副食物とは全く不可分のものがあり、取扱ひ上これに差等を設けることは何等の根拠を見出し得ない。

殊に同じ副食物である生野菜類が主食と同等の取扱ひを受け、味噌、醤油の如き調味料や薪炭類が二十二級に指定されているにもかかわらず国民栄養の根幹をなす大衆向き魚介類が二十一級の取扱ひを受けることは到底納得し難いところである。

これに対する国鉄当局の説明は結局従来の慣例に従つたと云う一語に要約されるが、かような弁明は敗戦後の我々生活の実態を認識してない結果であつて、国土の大半を失つた我が国が国内で賄ひ得ない主食の不足を他の食糧によつて補う意図意味においても、又国民生活の向上と云う観点からも、安い水産物を多量に都市や農村に供給すべきは当然で、諸般の政策の重点がここに置かれなければならないのである。

即ち大衆向き魚介類の如きは出来るだけ運賃を低廉にし、あまねく山村の末端まで行渡るよう措置することが政府の取るべき態度である。吾々は斯様な見地から今回の水産物に関する改正等級は極めて不当なものとして認めざるを得ないので原案の二十一級に指定されている水産物を一括二十三級に指定するよう右本委員会の決定に基き修正を要求する。

昭和二十七年十二月 日
参議院水産委員会
委員長 秋山俊一郎

運輸大臣殿
国鉄總裁殿
農林大臣殿

以上であります。以上について何か御意見はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(秋山俊一郎君) それではこの文案は先ほど御意見も多少あつたようですが、できるだけ集約いたしまして作成することを委員長に委任せ願ひしたいと思います、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松浦清一君 今の若干の字句の修正が委員長に御一任申上げて結構ですが、その送り先はどこですか。

○委員長(秋山俊一郎君) 運輸大臣、国鉄總裁、農林大臣の三者となつております。

○松浦清一君 運輸委員会のほうでは、この貨物運賃の問題が取上げられておるようなんです、参議院の運輸委員長に對しても、水産委員会でも今のような決定をしたといふことの御通告をお取計らい願ふと甚だ結構だと思ひます。私は先般来このことが問題になりましてから、運輸委員長に、これは非公式ですけども、こういう要望があるから、運賃問題が取上げられる際には、二十一級を二十三級に直すようにやつてもらいたいといふことを要望をいたしておきましたところ、国鉄当局と個別に委員長も折衝しておる、

こういう話を聞いておりますので、正式にこのような決定ができたのですから、運輸委員長に對して水産委員長のほうから申入れをして頂きたい。もう一点は、貨物等級審議会という

のがあるのですが、この運賃の区別の内容を国鉄總裁が……運輸大臣ですか、国鉄總裁ですがこの審議会に諮問をするといふことになつておるらしいですが、この審議会をまだこれは通つていないといふふうに私は聞いておるのです。ですからこの水産委員会で希望するところが具体的に表現されるためには、今おつしやつた人たちが外に、やはり運輸委員長とそれから貨物等級審議会の会長という方は、経済団体連合会の会長石川一郎君がやつておられますから、そういう人にも委員長がお会いになつて、そういう若し答申をされる場合には、本委員会でのようになことを希望しておるといふことを申入れをしておかれることのほうが実効があるのではないか、こう考えますから、そのように一つ御活動を願ひたいと思ひます。

○委員長(秋山俊一郎君) 只今松浦委員長からのお申入れは至極く尤もと存じます。今お申入れの通り運輸委員長及び貨物等級審議会会長、この両者にも申入れをすることにいたしました、御異議ございませんでしょうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(秋山俊一郎君) それではさうに取計らうことにいたします。

○委員長(秋山俊一郎君) 次に、前回説明を承りつゝありました中小漁業融資保証法案について、更に細部に亘つての説明をお願いいたします。

○説明員(濱田正君) それでは中小漁

会が保証していいこと、それから協会が保証して代理弁償をして求償権を取得したが、その求償権に対しては金を払ってしまつてきれいな金になつておるというふうな場合、それから今度は協会が脱退を承認しないといつた場合、それから金融機関が困るといつた場合、こういう場合は脱退はできないわけですが、但し三項、四項のところを問題になります。協会のたまたまどうなことがあつても脱退を承認しないといふように、オールマイティの権限を与えてしまつたのでは、極端に言えばあんなやつはよくにさわるから脱退を承認せんという極端なこともありすが、そういうオールマイティの権限を与えたのでは、どうも協会の自主性と言ひながら少し行き過ぎだといふ点がありますので、十三ページの四項のところでは「当該会員の脱退によりその業務の遂行に著しい支障を及ぼす場合でなければ、第一項第三号の通知をしてはならない。」つまり著しい支障があれば、これは仕方がない、こういうふうな幾分の規制をしたといふことである。それから第四号の金融機関の場合も、ただ金融機関がたまたまといふのも、これも話にならないので、金融機関に対する債務の弁償に支障を及ぼすというなら話は別だが、そうでなければそういうことはあつてはならん、こういうふうな金融機関側も一定の条件をつけている。こういうふうなそれを緩和しております。考え方は先ほど言いましたように、一週人つた以上は合せて一体としての信用力になつてゐるんだから、途中で適当に逃げられたら困る。こういう思想で、いろいろ制限を書きながらそういう思想を

貫いてゐるわけでありまして。それから十八條、十九條も大した問題はないと思ひますが、そういう思想を貫いております。

二十條は、定款に記載すべき事項。二十一條は、この基金が運用すれば、この基金の憲法になる事項、こういうことはちゃんと定款に記載して明らかにおかなくちやならんといふことを書いてあります。二十二條は、まあ輕微な事項については規約で定めることができることを書いてあります。

それから十八ページの二十三條、このところですが、役員として理事、監事を置く、その役員はまあ会員が勿論中心になることは当り前の話ですが、一項は協同組合関係、生産組合又は連合会、二項は個人、法人が会員になつておられますから、その中からでもよろしい、それから三項は、地方公共団体が又会員になつておられますから、つまり会員を大體網羅してゐるわけでありまして。で、問題は、第十九ページの四号の点にありまして、これは金融機関との繋りといふことが必要な点であります。この協会も保証業務をやつてゐる以上は、素人ばかりが集つて要なことをしてもいからんから、同時に又金融機関も役員として逆に入つておつてもらつて、その金融機関と極力何と申しますか仲良く円滑に紐を付けて行くといふ考え方も入れて、金融機関に関する学識経験を有する者、例えば日銀の支店長とか、或いは中金の支店長、支所長個人ですが、学識経験を有する者、これを役員になつてもらつて、業務の運営の円滑を期したい、こういう考え方、ところがそれが過半数を制すればおかしいことになりまして

からして、絶対過半数を制しないように、五分の二を越えてはならない、過半数を制しないがやつぱり円滑剤として入れるのだ、こういう考え方できめてゐるわけでありまして。

それから二十五條役員の任期。それから二十六條、役員兼職禁止。二十七條、理事の自己契約等の禁止。二十八條、総会の招集。そこまでは大したことはありませぬ。二十九條のところから問題になつておられます。これは出資一口につきといふふうな株式会社みたいな形に構成をしてあります。その行過ぎがないうちに、いわゆる少数者保護の規定を入れる必要があるのじやないか。そこで会員が総会員の五分の一以上、これは頭割りです。総会員の五分の一又は出資の合計額が出資総額の五分の一以上ありますと、会員の同意を得て総会の招集を請求することができるといふふうな少数者保護規定を設ける必要があるのじやないか。その点を貫いてゐるのは、二十九條とそれから三十四條、二十三ページの役員解任の請求、ここでも「総会員の五分の一以上又はその出資の合計額が出資総額の五分の一以上となる会員の連署をもつて、役員解任を請求することができる。」こういうふうな規定、それを更に貫いてゐるのは、二十五ページの三十七條、参事又は会計主任の解任について、これは理事とは少し格が落ちますから、「総会員の十分の一以上又はその出資の合計額が出資総額の十分の一以上となる会員の同意を得て、やるのであるといふふうな規定で、以上の少数者保護といふ規定を貫いて持つて来ておられます。又もとに戻りまして、二十九條は、それから今の役員

の解任の請求、それから参事、会計主任の解任の請求、その点を貫いておられます。三十條、三十一條は手続の規定であります。三十二條もよくある規定であります。三十三條もよろしい。それから三十四條の役員解任の請求は、只今説明した通り。それから三十五條、役員に関する民法の準用、これも大したことはありません。三十六條、三十七條は、只今御説明いたした通り。それから三十八條は、総会の決議事項。三十九條は特別決議事項、これも「総会員の半数以上で、且つ、その出資の合計額が出資総額の二分の一以上となる者が出席し」と、少くとも出席してもらわねばならんといふふうで、その点もいやはや少数者も相當参加してなくちやならんといふふうな規定をしてあります。それから二十八ページの総会に関する民法の準用、これも大したものではない。それから四十二條、余剰金の運用、一協会は、左の方法以外の方法により、その余剰金を運用してはならない。これは基金といふのは代位弁済をするために、つまり信用力の基になるのだ、代位弁済を、事と場合によれば代位弁済をするのだ、こういうためにあるといふ基金なので、適當なところになつて運用されてしまつておつたのでは、代位弁済能力が十分でない。従つて信用力が又減るといふことになりまして、定款で定める金融機関への預金、預金に振込んでおいて金利を稼ぎ、或いは最も確実ないつでも換金し得るような証券とかこういうこと以外には運用してはならない。こういうふうなむやみやたらに變なところ、變なところ

と云つては言い過ぎですが、基金の代位弁済をするための目的以外に使うようなことができては困るといふふうな押えてあります。

それから四十三條、業務の委託、これはあとでこの基金の運営の収支はどうなるかといふところで御説明しますが、この協会はあんまりたくさん人間を抱えて華々しくやらないで、できるだけ簡素にして、中心的保証の決定というふうな点は、これは協会の精髓でありますから、これは委託しないが、その他のもの、申請書の受付とか計算とか審査とか、こういうものはそれ〴〵委託できる。こういう構成にしたいと考へておるわけでございます。と申しますのはやたらに人間をかければ、それだけ事務人件費がかかるのでありまして、事務人件費がかかるといふことは保証料を上げないと賄えないといふことになる。保証料を上げるといふことは金利がそれだけ高くなるといふことになるのでありまして、できるだけ簡素なやり方で中心の仕事以外は、それ〴〴漁信連もあり信連もあるのですから、そういうところにあるならばただ働いて頼む、こういう考え方に基いて業務を委託し得る規定を設けておるわけでありまして。

それから四十四條の準備金、この点が問題であります。協会は最初水産庁案としましては、漁業権証券の出資でありますからして証券の五分五厘に多少プラスした程度の配当といひますか、そういうものを考へておつたのであります。その配当を考へて免稅規定も入れてもらつたと思つておつたのであります。配当があるのに免稅があるといふふうなものは、少くとも日

本の税制体系にはないようでありまして、なか／＼この点が鉄壁でありまして打破できなかったもので、配当はやらない、やらないがその代り配当をやらなないといふことはそれだけ基金のほうに余裕ができるということになるので、従つてその部分は保証料を下げるということである。同じく税金を取らなないといふこととやなくて、保証料を下げて税金を取らないといふ形のほうが、説明は業者のほうは急には納得できない点かも知れませんが、だんだん説明して行けば実質的に同じだといふ形ならば、税金のほうを免除してもらうほうはむしろ得ではないか、こういう考え方で配当はやらなない、若し剰余金があればこれを準備金として横立てるのだ、こういう建前にして来たわけでありませう。

設立のところは大して問題はありませぬ。四十五條、四十六條、四十八條、それから設立の認可の申請、それから設立の認可、五十條のところは、従来協同組合ではこれは法令に違反する点があれば認可しなければならぬ、こゝうありまして、一月経てば認可したことになる、こゝういふ規定になつております。やる仕事が生業でありますからして認可が効力発生条件になつて来ます。その事業が健全に行われるかどうか、それからさうすることによつてそれが中小漁業の振興になるかどうかといふ点で押つてありまして、その点が協同組合法と違つておる点であります。

それから五十一條、五十二條、これは大した問題はありませぬ。それから解散及び清算、これも大した

た点はありません。

ずつと行きてまして、三十九ページの六十二條が問題のところになります。只今配当準備金のところで御説明しましたように配当はやらないのだ、こゝういふ保証料で操作するのだと、実質的には影響ないようにするのだとこゝういふ考え方を申上げたわけですが、そこで解散した場合どうなるか、勿論解散するような場合は、とてもいよくいかに業務が隆々としたところで解散することとは先ずあり得ないと思ふのでありますが、少くとも法理論的には解散した場合相当儲かつたといひますが、大いに財産を残して解散する場合もあり得る、理窟としては……そこでその場合それを投資者に分けてしまふといふことになればまあ税金を免除してもらうたやつの実質的な脱税といふふうな形になる。例えば出資を百円しておる、解散するときには、その基金はえらく金持になつておつて持分で按分すると、百五十円になつたと、その五十円も出資に充て返すといふことになれば、配当をすつと繰延ばして最後にやるといふことになるので、それは理窟が立たぬ、こゝういふことになりませうので、先ず清算する場合は勿論金融機関にいろ／＼保証もしておりますから、債務の弁済に充てまして、そこでおも残余がある場合は出資したものに對して出資の口数に充ててその出資額の限度までは払戻してよろしい。それ以上あつた場合、實際上あり得ないと思ひますが、理論上はあり得る。その場合はその金をどこに持つて行くかといふ問題になる。そこで持つて行き場がなくなるわけです。本人にそれだけ

返さば配当の何といひますが、繰延べといふことになるし、それじや税金をかけるぞといふことになる。そこで國へ持つて来る、國へ持つて来ても國としてもどうもならぬといふので中小漁業融資保証保険特別会計に帰属するところといふふうな特別会計法にこれをこの法律では國庫に帰属すると三項に書いて、特別会計法のほうでこの金は特別会計に帰属するところといふふうな理論的には思想を合したところといふ点であります。

それから監督、六十五條、これは業務又は財産状況の報告の徴収、これは主務大臣は業務の状況の報告を徴収することが出来る。こゝういふ規定であります。

それから六十六條は業務又は會計状況の検査、これは一項は請求があつた場合は、検査をしなければならぬ。つまり會員が、總會員の十分の一又はその出資の合計額が出資総額の十分の一以上となる會員の同意を得て請求があつた場合に検査しなければならぬ。今度は二項は、主務大臣が定款、業務方法書若しくは規約に違反する場合があるときは検査することができるとこゝういふ規定になつております。

それから四十二ページの六十七條法令等の違反に對する措置、この場合主務大臣は協會に對して役員解任、事業の停止、定款、業務方法書又は規約の変更、その他に必要な措置をとるべき旨を命ずることが出来る。それで命じたがそれでもとらなかつた場合には、主務大臣は役員を解任し又は協會の解散を命ずることが出来る。こゝういふ規定で監督をしておるわけです。

議決、選挙又は当選の取消、これも會員の十分の一以上、出資の合計額が出資総額の十分の一以上となるものの同意を得てこゝういふことをすることが出来る。こゝういふ規定であります。

以上が基金の組織運用の内容であります。次はこの基金のやつた保証について政府が保証をする。その保証関係の法律であります。それで第七十條は要項のところを詳しく御説明しましたように政府は各地域にそれ／＼基金ができます。基金と、會計年度の半期ごとに先ず包括的な契約をして行く、北海道ならば北海道基金が政府に保険をかけるのは先ず十億ならば十億といふ包括的な契約をして行く、その中で實際北海道基金が保証したといふものを政府に通知すればそれで保険関係が自動的に成立する、こゝういふ構成になつております。通知しなければ成立しないので、これを逆に言ひますれば基金側から選択する。これは保険にかける、これは保険にかけないといふふうな選択することも出来る。こゝういふふうなことが裏から出て来るわけでありませう。それで三項の点はその場合の保険の率であります。率は地方公共団体の會員となつては協会のあつて政令で定めるものについては百分の七十、その他の協会のについては百分の五十、こゝういふことになつております。これも要綱のところを詳しく御説明しましたように、地方公共団体もこの基金の運営について積極的な支援と、政府も特別会計で応援している、その責任の分担を圖つてもらいたい、こゝういふ趣旨もありまして、地方公共団体の出資を相当多くのものを期待しているわけでありませう。そこで地方公共団体とし

てはこの出資総額の三分の一、つまりもつと内容的に細かく言ひますれば漁民の出資の半分、漁民が百円出せば地方公共団体が五十円合せて百五十円、つまり全体の三分の一、三分の一まで地方公共団体の出資したものについて保険を七割にする。だから地方公共団体の応援の力の入れ方によつて國も力を入れる、こゝういふ意味合であります。ところで地方公共団体が一挙に三分の一の額を入れるといふことはなかなか地方財政から見ても困難であらうといふので、そこで余裕期間を与えましてこの補正で一回、二十八年度で一回、二十九年度で一回、三回分の余裕を与えて二十九年度末までにやればよろしい、二十九年度末までに三分の一でよろしい。そのときになつて、なつておらなかつたら五〇％に下げるこゝういふことになつております。従つて初めのところは約束だけで七割の保険をかけて行くこゝういふ考え方であります。

それから保険料、七十一條の額は、保険金額の、つまり七割の額に年百分の三以内で政令で定める率を乗じて得たものとする大体八厘一毛くらいが保険料、こゝういふことになります。

それから保険金は代理弁済をしてから基金が取立てをし、その取立を引いた残りの分の七割について払う、こゝういふふうな書いてあるわけでありませう。保険金はこゝういふふうにして払う。

それから七十三條では保険金の請求の期日ですが、これもあとから計算で細かく申上げますが、代理弁済をした直ちに保険金を請求するのではなくして、基金が一応求償権を取得するの

でありますから、基金自身でも回収を
図つてもらう、そうして三月月してか
ら保険金を請求することができると
だ。そうすれば政府は三十日以内に、
特別の事由がある場合以外は三十日以
内に保険金を払う、こういうことを七
十三条に規定したのであります。

それから保険金支払に伴う代位、こ
れは政府が七割の保険金を支払えば協
会が持つてくる求償権について七割の
分は政府が代位するのだ、つまり百円
に対して七十円保険を支払えば求償権
を協会が持つてくるとすれば、七
対三の割合で政府は権利を持つ、こ
ういふ点を規定したわけでありませ
う。

それから七十七条、つまり今度は政
府もいふ／＼の事務を農林中金に委託
することができるといふ点が第一項で
あり、第二項は先ほど基金の業務の
ところで申上げたように、政府の持つた
求償権の行使、これは政府自身も手足
がないので実際にはできないから基金
にその業務を委託することができると
いうふうな規定を置いたわけであ
ります。

以下は第四章は罰則の規定、それか
ら附則はそれに伴ひまして大蔵省設置
法、農林省設置法、水産庁設置法の改
正であります。それから事業者団体の
適用の排除、それから農林中央金庫
の会員になること、それから税金、
登録税、印紙税、所得税、
法人税、地方税法というふうな税金
の免除規定、こういうものを置いたわ
けであります。

簡単でありましたが大体以上で説明
を終ります。

○青山正一君 この農林中金と、それ
から只今のこの法案の關係の基金との

關連性、この問題ですが、例えば先ほ
どの御説明で農林中金の關係者も學識
経験者としていわれるその構成分子と
して入ることができるといふふうなこ
と、こういうお話もあつたわけであ
る、そういう農林中金と基金との關
連性はどうか、その点について一
つ御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(堀見友之助君) 農林中金
とその基金との關係は、大體中小漁業
の金融といふふうなものが半分、或い
は物によつては半分以上のものが系統
基金のほうから流れますので、それで
實際上金融機關として非常に重要度
が高い、こういうふうな關係になつてお
るわけですね。それで具体的にその農
林中金の關与する部分、又は農林中金
の資金源といふようなものが、これが基
金の運用上非常に重要性があるわけ
であります。そういうふうな關係からし
てこれは農林中金系統の金融は恐らく
半分を占めるのではないかと、こう見ら
れるわけですね。殊にこういうふうな機
構のつて動くような場合には、農林
中金のほうとしては大いに協力して
らなければならぬといふわけであ
る、これは金融機關の中で非常に重要
性のあるところとして農林中金等は入
つてもらつておいたほうがいいのじや
ないか、かような意味でありまして、
特に系統金融でなければならぬ、こ
ういふあれはないのであります。

○青山正一君 只今の質問に關連いた
しまして、先ほどの質問といふのは、例
えば農林中金に私の組合なら私の組合
が今まで借りておつた、ところがそん
な結構な制度ができた、こちらのほう
で又借りようとする場合において、そ
ういつた農林中金等の発言力が非常に
強くなる、なか／＼借りにくい場合
が多いのじやないか。まして零細な漁
業者は市中銀行よりも中金のほうで非
常に借りにくい、手続の上において非
常に借りにくいといふような例が非常
に多くてあつたにもこちらにも……。

中金あたりはこれは漁業協同組合を
対象としておるわけでありまして、中
小漁業協同組合は殆どその恩典に浴し
ていない。手続上のむづかしさなども
あつて中小漁業協同組合は相手にされ
ていない。こちらがと言つたら、鼻つま
みの止むを得ない状態、そういう例
もあるわけですね。ただ中金の発言力が
こちらに大きく響いて来ますと、折角
中金とは別建てに金融の途を圖ろうと
いうような結構な法律が、却つて逆な
現象になりはせんかといふことを非常
に心配しておるのですが、これに對す
る長官の御意向はどうでしょうか。

○政府委員(堀見友之助君) これは農
林中金の系統金融とは全然別建ての
金融を圖ろうといふような意味では
なく、今ある金融をスムーズに行わせ
るために信用保証をやらうといふふう
な形でございまして、金が流れる系
統やその他の關係はこれは現状と何ら
變りはないわけで、現在でも中小漁業
における金融として農林中金が非常に
高い比重を占めておるといふような面
から見れば、やはり今般作られようと
しておるこの法案による信用基金を通
じて、その信用基金の保証によつて流
れる金といふものも相當な比重を占め
る農林中金の金が流れるのではないかと
思われるわけですね。それをざつとばら
んに申上げますと、実は學識経験者の
ほうの理事にいろいろ意見を聞いてみ

ますと、例えば日本銀行であるとか
農林中金であるとか、そういうところ
は實際は入りたくないわけなんです。
そこへ入つて行つてそしてそれで府県
のほうで出ておる。それから借り手の
ほうからまあ大體出ておるような、そ
の構成メンバーであるところの理事者
もたくさん出ておる。そこでいろいろ
話を聞いて、それをきちつときまつた
ような形のもの理事者のほうで入つ
ておると、自分たちとしてはどうして
も出さざるを得ないといふような關係
から、自分たちとしてはむしろ逃げた
いといふような意向が強いようござ
います。特に日本銀行なんかは、いろ
いろな意味からいつてまあやめてもら
つたほうがいいといふような……、で
すから基金協会のほうから理事者とい
うような願望があつても、自分のほう
は、支店長のほうは余り出したとはい
思わぬといふような關係がありまし
て、まあそういうふうな意味でそうし
るの固きで、基金の保証に對して障害
になるといふふうな動きは、まあ私は
大體ないものと考えて、それでむしろ
中に入つてもらつてよく基金の實體を
つかんでおいてもらつて、それで金が
ある場合には十分協力して出してもら
うといふために入れたほうがいいので
はないだろうか。大體そういうふう
に考へておるわけですから、これはまあ
基金のほうの決定によつてどうにでも
できるわけでございます。

○青山正一君 わかりました。それで
は、先ほどの御説明に都道府県を超え
て数府県にまたがるものと、こ
ういふものを例外的に作ると、こ
ういふふうにおつしやつておつたので
す、例えば山口、長崎、福岡それから

佐賀ですか、こ
ういつたところ
にです、まあ
またがる大きな基金協
会といふものを作ら
れるわけなんです
が、これはただ単
に以西底見漁業の
みに限定される
わけですか。教令
では大體どうい
うふうな御計画で
進めますか。

○政府委員(堀見友之助君) その点
は、漁業の種類を大體考へて、政令で
指定するわけございまして。これはほ
かの漁業を入れていふようなことは
考へておらないわけでございます。

○青山正一君 以西底見だけで
○政府委員(堀見友之助君) 漁船保
險と同じように、あ
あいうふうな限定
して、業種を限定
してきめたほうが
いいだらう、こ
う思つておられ
ます。又以西
底見のような大
きなものになり
ますと、そうす
ると、この府県
のほうに相当額
に出資された場
合に、府県が
ついでに行ける
かどうか、こ
ういふものは
自分の府県で
出さなくとも
かなり目前で
できるのじや
ないか、こ
ういふふうな
考え方もあり
ますし、それ
から又或る程
度沿岸の、ほ
かの諸漁業と
比べますと、
どうしても性
質が幾分か違
つて来るので
、あつちの
ほうばかり借
りするのはど
うとか、又片
方から言へば
目前でできる
だけ迅速に
やりたい。府
県の協力がな
くても迅速に
自分らの信用
力で行いたい
、こ
うい
う關
係も
あり
ます
ので
、ま
あ大
體非
常に
限定
され
る。今
のこ
と、
具体
的に
我々
のほ
うに
話を
持つ
て来
てお
り、
いろ
いろ
さう
いふ
獨立
した
形で
やり
たい
とい
うふ
うな
こと
を言
つて
おる
のは
、大
體以
西の
底見
でござ
います
。ま
ぐろ
がど
うな
りま
すか
わか
りま
せん
けれ
ども
、こ
れは
根拠
地が
きつ
ちり
して
おり
ませ
んし
、沿
岸漁
業と
比べ
て、相
當同

じような根拠地でも固定しておらないわけですから、そこらの点でどういふふうな形をとるか、今のところは具体的にはその構成は今やつておられなくて、具体的には今の以西底曳だけでございます。

○青山正一君 やはりこの問題に關連いたしまして、先ほど後段に御説明のあつたかとお、まぐろの關係ですね。例えは高知県の室戸岬に船籍のある船であつても、やはり相当塩釜へ入港して行くというふうな場合において、やはりこれは高知の適用を受けるというふうな恰好にしたいものか、どういふものか、それともどういふた、これはまあ一つの例にはならんだろうと思ひますけれども、今のかつお、まぐろあたりは例にはならんだろうと思ひますが、例の南緯附近でやつてゐるさば漁ですね。あれなどは相当あちらへ、各府県が、これは山口、長崎、福岡、それから千葉とか、或いは神奈川県あたりが相当そのほうへ入り込んで行つてゐる。どういつた場合に対してはやはりどういつた漁業はその県々の協会にやはり保証を受けるというふうな筋合のものですか、その点について御説明をお願いしたい。

○政府委員(塩見友之助君) 大体運用上は、さばのようなのは、その府県の信用基金協会で大体受ける、こういう形が主体になると思ひます。若しそういうふうな意味で、殆んど終年実漁業をやつていて、自分の府県で受けていないというふうな形のものになりますれば、或いは転籍してその先のほうの府県のほうへ入れてもらつてという形をとるか、或いはもう一つ業種別をとらなければならぬわけですが、業種別のものはこれは相当基金というものの類も多うございまして、相当内部の結束と信用力でお互いに協力的にやろうというふうな意図とが相當強くないと、なか／＼この一千万を下らないような基金を積むということは大変な仕事ですから、その例外的に多くはならない。以西の朝鮮近海の跳ね釣りのようなものは、まあ今のところはこれに入るとは考えられない。団体のほうも十分強いようなものもできておらない事情でございまして、これも、やはり根拠地が一定してないというふうな構成はなか／＼とりにくいんじやないかと私は思つております。

○木下辰雄君 濱田課長の説明で一応はわかりましたけれども、まだわからん点が多少ありますが、一体この基金協会と漁信連とどういふ關係になるのですか。會員が金を借りる。それを協会が保証して地方銀行その他の金融機関から金を借りる。そうするとその間にあつて私は漁信連というものは浮くように思ふが如何ですか。

○説明員(濱田正君) 要綱の一番終りのところですが、絵を書いてございまして、この絵のところで見ますと、この絵は農中から信連を通じて単協へ貸出すという場合と、農中から直接単協へ貸出すという場合と、二つの場合について書いてあります。そこでその前に考えます点は、従来漁信連が今までやつております融資、これはいわゆる通常融資というやつになつてゐるもので、保証融資になつて来たものでは困るので、通常融資のほうは、従来通り漁信連がやるということになりまして、それからそれよりも少し下の、基金が保証でない金が出ない、こういう場合がこの保証法による融資になります。そこで次は漁信連を育成強化する、こういう意味からして漁信連を通じて転貸でこの場合も行くか、或いは転貸もできにくいところは農中から直接に貸すのであるが、その場合、貸す場合並びに貸付けたものを回収する場合、それを信連を通じて転貸する場合が信連の状況からして困難な場合は、今いゝました貸すとき並びに貸してからの回収の委託、こういうふうな形で信連を活用して行きたい、かように考へて目下この融資方式について農中と折衝中でありまして。

○木下辰雄君 今の説明で信連を今後活用する場合について中金と折衝しておるというお話ですが、この法案のみを見ては一向そんなことはわからん。これは農中がそんな面倒くさいことはいやだ、今後自分のほうで基金協会の保証によつて金を貸す、こういうふうになつた場合にこの法律では何ら明記してないと思ふが、そこはどうですか。

○説明員(濱田正君) この法律では信連を農中、信連、それから銀行というふうな金融機関に立たしておりまして、その内容はどうかということでは中金、信連、単協の間の一つの運動方式の問題でありますので、法案にはこの点は明記しておりません。

○木下辰雄君 それでは何かその要綱というふうなものが省令か何か出てゐるのですか。

○説明員(濱田正君) これは省令で出すべき問題でもなく、これは農中なり信連を強制するというふうな点ではありませんので、飽くまでも運動方式ということで事実上の問題として処理せざるを得ない、かように考えております。

○木下辰雄君 事実上の問題として処理する場合において、果してうまく信連を育成強化するというふうな意味においてこの画期的な金融の運行にうまく合致させることができるのですかどうか。

○説明員(濱田正君) その信連を育成強化するという点だけについては中金ともその点は話合ひはつておるので、その仕方といひますが、それについてはまだ折衝中でありまして。

○木下辰雄君 それから法案の第七十二条の末項に「同条第三項の一定の率を算じて得た額とする。」というの、これはどういふことですか。

○説明員(濱田正君) これはこういう考へ方です。この協会が保証します。保証したことについて保険にかかります。保険は七割と五割とありますが、七割の例で説明いたします。そこで保険金を請求するのは代位弁済した分についてすぐ翌日請求するのじやなく、三カ月経過してから請求するということに書いてある。とにかく三カ月間は先ず代位弁済するとごつそり求償権を取得する。その求償権に基いて取立をやつて行く。そうすると三カ月分は取立ができたわけです。それを負担金の残りの七割について一定の率で保険金を払う、こういうことになつております。

○木下辰雄君 そうするとすでに取つたものから控除したものを払う……。

○説明員(濱田正君) そうです。あと七割について払う、こういうことです。

○木下辰雄君 そうすると、この七十一

一条の「年百分の三以内で政令で定める率を算じて得た額とする。」と同じですね。

○説明員(濱田正君) これは保険料ですから政府に納めるほうです、七十一條は……。七十二條は政府からもらうほうです。

○委員(秋山俊一郎君) 私からお尋ねしますが、七十條の第三項の「政令で定めるものについては、百分の七十とし、その他の協会については、百分の五十とする。」なお先ほどお話のありました地方公共団体が漁業者の三分の一でしたか……。

○説明員(濱田正君) 總額の三分の一、或いは漁業者の半分ですね、それを出資したものが百分の七十……。

○委員(秋山俊一郎君) それから公共団体の世話にならないで、例えば先ほどのような以西底曳網等が自力でやつた場合には百分の五十と、どうなるわけですか。

○説明員(濱田正君) その通りです。

○委員(秋山俊一郎君) それからもう一つお尋ねしますが、そういう場合に以西底びき等をやる場合に山口、福岡、佐賀、長崎と仮に四県を地区としたものでやつて行く場合に、この地方公共団体というのは各県がそれ／＼分担をして出資するということになるのですか、山口県だけが出してもいいか、それはどういふことになりま

○説明員(濱田正君) その点はどちらにしても任意だと考えております。

○委員(秋山俊一郎君) どこかの公

一条の「年百分の三以内で政令で定める率を算じて得た額とする。」と同じですね。

○説明員(濱田正君) これは保険料ですから政府に納めるほうです、七十一條は……。七十二條は政府からもらうほうです。

○委員(秋山俊一郎君) 私からお尋ねしますが、七十條の第三項の「政令で定めるものについては、百分の七十とし、その他の協会については、百分の五十とする。」なお先ほどお話のありました地方公共団体が漁業者の三分の一でしたか……。

○説明員(濱田正君) 總額の三分の一、或いは漁業者の半分ですね、それを出資したものが百分の七十……。

○委員(秋山俊一郎君) それから公共団体の世話にならないで、例えば先ほどのような以西底曳網等が自力でやつた場合には百分の五十と、どうなるわけですか。

○説明員(濱田正君) その通りです。

○委員(秋山俊一郎君) それからもう一つお尋ねしますが、そういう場合に以西底びき等をやる場合に山口、福岡、佐賀、長崎と仮に四県を地区としたものでやつて行く場合に、この地方公共団体というのは各県がそれ／＼分担をして出資するということになるのですか、山口県だけが出してもいいか、それはどういふことになりま

共団体が三分の一を出しておれば百分の七十の保険がかかるというわけですね。

○説明員(濱田正君) その通りでございます。併し実際はそういうふうに山口県、県負担を長崎が出すというのと、その逆の場合というようなことはあり得ないのじゃないかと考えます。併しこれはただ考えるだけです。

○委員(秋山俊一君) そうすると各県が保証するものは、一緒に三分の一になればこれに合致するわけですね。

○説明員(濱田正君) その通りです。

○委員(秋山俊一君) それから地方公共団体が会員となるという場合に、県と市町村との出資が合されて三分の一になる場合と、県だけが三分の一出す場合とあると思うのですが、それは県が三分の一の中の半分を出してあとの半分を他の地方公共団体が出すというところではないわけですか。

○説明員(濱田正君) その通りです。

○委員(秋山俊一君) それから七十一の「保険料の額は、保険金額に年百分の三以内で政令で定める率を乗じて得た額とする」とありますが、つまりどのくらいを考えておるのですか。百分の三というのは、八厘一毛ですか。

○説明員(濱田正君) 八厘一毛と考えております。

○委員(秋山俊一君) そうすると大体この金を借りる場合にこの保険料、それから保証料というのがあるのですか。

○説明員(濱田正君) ええあります。

○委員(秋山俊一君) 保証料はどういうことになるのですか。

○説明員(濱田正君) これはこの計算を説明せんというものです。

○委員(秋山俊一君) 保証料の規定はどこにあるのですか。

○説明員(濱田正君) 保証料の規定は十六ページの二十一の業務方法書に記載すべき事項の六保証料に関する事項というところがあります。そこでその各協会がそれぞれ自分で計算してきてきめるところというところになっております。

○委員(秋山俊一君) これは何の限度はないのですか。

○説明員(濱田正君) これは限度は別にあります。これは法律でその限度をきめて、基金そのものが成り立たんようなことになったのでは何をやっていいのかわからなくなってしまうので限度はあります。ただ全国的に計算してみれば七厘五毛程度になるということとあります。

○委員(秋山俊一君) 七厘五毛……

○説明員(濱田正君) これは保証料はどういうことかといえますと先ず第一に政府に対して保険料を払わなくちゃならぬ、この財源が一つ、それから基金に最小限度の人間がいないと仕事にならぬ、その人件費とそれから求償権を取って回収を図るところになっておりますが、それがその求償権の回収は三年と見ております。ところが三年経つてもまだ戻って来ないんだというふうな断言するのはさか危険なんです、何ほかに焦げ付くと、こういうことも考えなくちゃならぬ。その保険料、政府に対する保険料、事務人件費、それから求償権の最終の焦げ付き率、これだけのものを保証料で賄わな

いと、基金はだん／＼赤になるということになりまして、それをずつと逆に計算しますと、七厘五毛で保証料を取る、大体償却もしまして、全国計算で行けば一千三百万円くらいよつと余剰が出るという形になります。余剰も出ないようになりつとやれば七厘三毛くらいになります。

ただもう一つ申上げますが、保証料は今限度はないのかという質問ですが、これは業務方法書は農林大臣の認可事項でありますから、そこで認可する場合にこれは儲け仕事ではありませんからして、細かい基金の運営の内容を検討した上で認可する、そういうことになるわけとあります。

○委員(秋山俊一君) これは主務大臣というのは農林大臣ですか。

○説明員(濱田正君) 農林大臣並びに大蔵大臣です。

○委員(秋山俊一君) じゃ共管になるわけですか。

○説明員(濱田正君) そうです。

○委員(秋山俊一君) そうしますとものと具体的に単協でもいいし、個人漁業者でもいいですが、この金を借りる場合に支払うべきまあ金利、及び保証料、そういうものを積算して行くところの金利は、金利は一般金利ですか、一般金融機関の金利で行くのですか。

○政府委員(堀見友之助君) 運転資金につきましては、これは日銀との割合を進めております。数カ月前から細かく進めておりまして、運転資金については日銀において適格担保として割引をやるといふような話合いになつておりまして、今のところ大体金利

としては今までの漁業手形並みのものを出そうというふうなことで進めておりました。そういうふうな関係上から保証料等も含めて考えますと、大体三銭ちよつと上廻る、まだ細かいところについては中間のほうの機関等についてのはつきりきまつていないので、はつきり最終的に確定しておりませんけれども、三銭ちよつと超すか、或いは三銭五毛くらいになるか、或いは三銭一厘五毛くらいになるか、そのところがまだはつきり確定的になつておりません。これはまあ保証料との関係にも関係して来るわけでございますが、大体運転資金についてはこのくらいのものであります。それから設備資金のほうにつきましては、これは大体その金融債と長期の資金というふうなものが基準になります。まあそういうふうな関係から申しますと、長期債の現在のあれが八分五厘になつております。それからまああつと中間のマージンをプラスし又保証料等を加えますと、大体三銭五厘前後というふうなものになるわけでございます。で、我々のほうとしてはできるだけこれを軽減したいとまあ各種のその他の中小企業等に対するものは大体このくらいなら今の中小企業のほうの信用保証協会なり或いは中小企業の金融保険特別会計などというふうなものとの関係のある金利というのはいくらよりも

ういうふうな関係から申しますとできるだけ安い金利のものをやりたいというふうな面が相当ございます。例えて見ればその合成繊維の漁網をかう場合とか、或いはディーゼル・カーをやる場合とか或いは沿岸の小漁業者がこれ動力船を作りたいというふうな場合とか、或いは各種の漁業調整に必要があつて船型の改良であるとか、トンの増加であるとか、或いは設備の改修をやらなければならぬとか、いろいろそういうふうな意味で奨励的に特に力を入れてやらなければならぬというふうな面もあつたので、それについては金利のほうをどうしてもとから安くやるというふうなことは金融の原則からはなかなかできにくいので、それででき得ればそれは財政的に利子補給というふうな形でないといふ計画はむづかしいというふうな大体的結論になつておりました。これはその来年度の予算においてその利子補給の予算を組んで、それでこの機構と相待つてその金融の面で漁業者の負担をできるだけ軽くしたいとこう考えておるわけですが、これにつきましては、大蔵省のほうではこれはその中小企業その金融保険特別会計を作つておつて、それから信用基金協会を作つておつた漁業では独断してこういうものを持つというところだけにしておきたい、漁業のほうにおけるそういう設備資金の金融について特にそういうふうな他の中小企業とバランスがとれないような形のものを出すというふうなことは勘弁してもらいたいという点がなかなか強硬でございまして、その点についての折衝は今後の予算の折衝問題にもなるわけですが、非常

に努力を一段とやりませんと、ものになるかどうかという点について確信をまだ持つておられないわけでありませう。

○委員長(秋山俊一郎君) この系統機関の農中から漁信連を通して単協が借りる、或いは漁業者が単協から更に借りるといった場合に、それらの機関で手数料を取つて行くことになりませうか。

○説明員(濱田正君) 只今の長官の説明の中の三錢五厘というものは、漁信連又は農中が直接単協に出すという、単協までのマージン込みの金額であります。単協が更に転貸する場合はこれは単協のそれ／＼の規定によるわけですから、単協がまあ共同販売とか共同購買とかいう／＼手数料を取つておるところもあれば、手数料のないところもあるし、この前申上げましたように手数料を或いは何らかの金利を取らんと、回収の責任を持つていくからとれということになるかも知れません。このところは単協の定める方式による、こういうことになつて来るわけでありませう。

○委員長(秋山俊一郎君) もう一つ伺いますが、保証料の内訳は、単協なら単協或いは農中なら農中が、単協じゃない農中でしようが、或いは銀行なんでしょうが、銀行の手数料とそれから保険料とはどういふ分野になりますか。

○説明員(濱田正君) この金利は、銀行から来る或いは農中から流れて来るものは保証料、とは全然話は別なはずであります。保証料は基金を運営するためにつまり保険料を払つたり、事務人件費を払つたり、求償権の最後の焦げ付きを守るために算盤をとつて七厘

五毛になるというわけで、銀行から融資をするという点は話は別です。ただ併しながら、この基金が保証するということによつて、銀行なり農中が融資する場合、普通の融資よりはリスクが下がるというところは言えるのであります。例えば申金金は二錢六厘で単協に貸している、ところがこの場合は保証すれば二錢四厘なら二錢四厘で貸している、つまりリスクがそれだけ下るから、よろしい、こういうことになつてその関係が関係あるだけで、会計としては保証料それから金利とは別々です。ただ下と下つたときに払う人から見れば金利と同じようになつたというだけの話であります。

○委員長(秋山俊一郎君) そうすると、仮に私が金を借りるとする場合に保証してもらふ、そうするとその基金のほうには七厘五毛というものを納めてそして金を借りる。そうすると払うときには金利を払つて行く、こういうことになるのですか。

○説明員(濱田正君) その通りです。

○委員長(秋山俊一郎君) ほかに御質問ありませんか。

○木下辰雄君 今の場合ですね、単協及び漁信連から借りる場合と、それから中金等から直接借りる場合とにおいてどこに何か金利関係その他において差違ありますか。

○説明員(濱田正君) 今長官が話されたました漁手並みという考え方で行けば、要するに中金から漁手並みならば中金から単協に行く場合も、信連から単協に行く場合も同じということでありませう。

○木下辰雄君 その通りにやるんですな。

○説明員(濱田正君) その通りにやります。

○委員長(秋山俊一郎君) 大体中小の漁業者が直接銀行から借りる場合は別として、漁協を通じて借りる、漁協は農中或いは漁信連或いは銀行等から借りて又それを転貸するわけですが、そういう場合には大体どれくらい金利といひますか、手数料といふものを加へて上がる見込みですか。先ほどの設備資金で行きますと、大体三錢五厘前後、それから運搬資金だと三錢五毛から三錢一厘ぐらいの間という大体見当なんです。それに個人が単協を通じて借りる場合にはどれくらいプラスされる見込みですか。

○説明員(濱田正君) その点は単協によつて違ふのです。余りあやふやなことを申上げてあれですが、ほかの例を言いますと漁手では二厘ぐらい、農手では二厘ぐらゐというところになつております。これはよその例です。

○委員長(秋山俊一郎君) そうすると現在のこの中小漁業者が金融を受ける場合の状況から見ると、一般金利から見れば少し高いものにつきますけれども、実際はこれくらいだといふと、そう高いものではないという見当でしやうな。

○政府委員(塩見友之助君) その点は先ほども申上げましたように、一般金利が非常に高いので、私のほうではできるだけこれを落したいと思つておりますが、金融関係の専門家に大体意見を聞いてみますと、大体実際はこれは兩建貯金であるとか或いは歩積みであるとかその他いろいろの形で、実質金利というふうなものは今の

金利調整法通りには必ずしも行つていないといふふうな関係から見ますといふと、実質的に見るとこれは中小企業としては高いものではないといふことを言つておきます。併し我々のほうとしましては、設備資金についてはとにかく一割三分にもこの計算ではなるような状態でございませう、できるだけ下げて参りたいといふふうな考え方に変つていないわけではございません。これを大蔵省に要求している運搬資金についてはまあいたし方ない、こう考へているような状態でございませう。

○委員長(秋山俊一郎君) もう一つ具體的に伺いたいのですが、実際に金を借りる場合、例えば私が金を銀行から借りようとする場合には、この基金の保証を得てそれから申込むということになるか、銀行と相談をして保証があれば貸すからといふときに保証を求めるとことになるか、保証を求めても、基金のほうで出資をしたものに、勿論私が出資をしておつても、どうも保証しづるようなことがありませんかと思ふのですが、その点はどうか。

○説明員(濱田正君) その窓口は別に規定してありません。基金の側から保証をつけて銀行に持つて行く場合、銀行が保証をつけてくれといふことで基金のほうへ廻つて来る場合、これは別にどちらでもいいわけでありませう。但しこの点は基金としては用心をするわけでありませう。普通ならば何も保証もなくして行く融資を、基金の保証でないと貸せんといふふうな持つて来られる。言ひ換えれば通常の金融ペー

スに乗つておるやうが銀行はまあ安全に、安全にこしたことはないのですから、できるだけ保証をつけたいといふことになる。基金としてはそういう通常のペー

スに乗つておるやうなやつまで保証しておれば金融機関の救済になるだけで、この目的はそういうものではなくてもう少しペー

スの下の連中を狙つて持つて来られてはかなわんで、その点はつべこべ言うことがありまして、例えば漁船の建造の場合は半分ぐらいは市中銀行の保証なくして貸してくれ、あとの半分ぐらいは保証しますと、こういうことで極力ペー

スを乗つていくか乗つていないかといふことは大いに目を光らせて、何だかんだといふことはあり得るといふことなんです。

○委員長(秋山俊一郎君) 私が出資をする場合に、仮に二口で十口出資しているといふ場合に、四口の四十万円は借りられることになるわけですね。

○説明員(濱田正君) そういう理窟になると思ふのであります。基金の計算はあとで申上げますように、理論計算としては基金総額のまあ五倍なら五倍、二十倍あれば百億といふやうな考え方です。

併しながら実際に総額としてはまあ長崎県の基金が五千万円であれば、これの五倍二億五千万円という総額はありますが、その内容は誰に幾ら貸すといふことは一律に百口出しているから二億の二百口、二百口出しているから二億の四百口といふやうに、一律主義は実はとりたくな

い。といふのは、その中にもおのずから信用力といひますか、或いは経営の能力といひますか、そういうものがおのずから違つて来るものだから、その基本金プラスその人の信用力、こ

いう点もありますからして、内部の運用で、基金そのものも潰れたらいいから、人によつてその倍率というものは当然それは違ってくる。その違つて来る点は、公共団体の出資というものでバランスをとりながら動かして行きたい。従つてAは二倍になる、Bは三倍になる、或いは何倍になるということはありますが、總額としては四倍乃至五倍保証の限度、こういう考えであります。

○委員長(秋山俊一郎君) そうすると、今仮に五倍というのは總額の限度であるが、実質的には二倍になるか、三倍になるか、それはその人の信用状態である。そうすると比較的信用の高いものは六倍も七倍も高いものが借りられるということになりますか。

○説明員(濱田正君) そこはその信用の高低といつても、それが何と言いますか、若しはいかんということになれば、他人の出したもので大半それから喰つちまうということになりますから、初めのうちはその辺の調整は県の公共団体の出資というものを調整用と考えて、その出資したもののほかのもの分を喰わんと、こういう形で調整をしておきたい。その意味でも実は公共団体の出資は我々は実は期待しているわけでありませう。

○委員長(秋山俊一郎君) 大体この小さい業者は信用が薄いのので、従来も金融が非常に付きにくかつた。そこへ持つて来てこういうものが一つでき、まあこれは金が借りられるかと思つて無理算段をしてでも二口なり三口なり持つたが、さて借りようとする、幾らも借りられんというふうなことになる、羊頭肉といつたような形になります。

なるのですが、如何ですか。

○政府委員(塩見友之助君) その点は、大体今協同組合課長から御説明した通りですけれども、業務方法書を設立するときには、どうせあれですから審議するわけで、その業務方法書や内部の運営等において今委員長からお話のありましたように、まあ出資した人間については最低限度、例えばその用途、その他について制限がございませうので、漁手或いは設備資金というふうな意味で、それでいま期間のほうについても余り長いものというふうなものには制限する場合もあると思ひます。我々が考へておりましたものは、三、五年程度のもの設備資金として考へております。十年、十五年というふうなものはまあ超えては差当りは考へておりません。そういうふうな関係からして、業務方法書等において大体決定する。或いはその理事会の運用において取扱い方針で決定するというふうなことで、適格なものであれば大体においてこれはむしろ何倍かのものまではまあ殆んどその一件、一件について細かい審査をしないでも貸出せるという範囲がきます。それ以上の範囲のものにおいてはまあこれは一件々々借りる場合がある。こういうふうな形で業務方法書それに伴つた運営等において決定されると思ひますので、そういうふうな運用を望んでゐるわけです。府県その他の公共団体の出資も、これは出資する場合に或る程度理事者が出て参ります。府県のほうとして相当多額に出資する場合に、或る程度の奨励方針を決定して、或る場合にはこれは運転資金のほうに設備資金のほうの資金はできるだけ充当して、金融のほう

と調節して行きたいというふうな意味で、そつちのほうへその基金の保証のプラスを付けるというふうな考へ方をとるか、或いは自分の県としては特にこういうふうな方面において漁業の改良を進めて行きたいというふうなもののについては、県出資の基金で以て大体保証をして上げよう、こういう方針で行きたいというふうなことで、まあ一定の設備資金について、先ず県の出資というものを充当して行くというふうな方針をとる場合もありましようし、それはそれ／＼の協会の業務方法書、運営方針というふうなものできまつて来るので、今のところ政府のほうで一律に何倍というふうな形できめるといふ形にはまあ参らないと思ひますけれども、私は一定のきちつとした条件を整えておる限りにおいては、大体運転資金について考へれば、今の漁手の二倍というふうなものは、これは今度の場合には保証のほうは特別会計もございませうので、非常にしつかりしたものでございませうから、これは少な過ぎる。少なくともスタートは三倍くらいから発足しなければならぬだろう。漁信連の人々その他の漁業金融のほうでいろいろ研究されてゐる人々もまあスタートから言へば三倍にはして欲しい。三倍くらいは適當であらう。

余り上げてしまふのは疑問だ、こういうふうな意見が強くございませう。スタートはそのくらいで、信用力が高まつて来るに従つて倍率も順次上げて行くというところが適當かと思つております。運転資金につきましても、私は考へ方として、これは勿論個々の基金の業務方法書等できめるのでございませうが、これは先ず長期でもござい

まするし、まあ大体担保力も或る程度あるわけではございませうから、その担保をプラスしたというふうな場合には、まあ五倍程度まで持つて行くのが適當じやないかと、こういうふうな考へておるわけではございませう。それで全体として考へればスタートにおいては大体總額の四倍くらいというふうなところで、日銀のほうは運用をしてもいい。四倍くらいまでのところは個々に審査しないで、日銀としては適格担保として／＼再割するこういうふうな形で行きたい、こういうふうなことを話合ひを進めてゐる状態ではございませう。それは若し府県のほうで漁業者が出したものを、半分までは出すというふうな形になれば漁業者の出したものの六倍までは平均して当面保証され得るわけではございませうから、それに付いてはどういう方面にその公共団体の出資分を保証に充当して行くかというふうなことは、府県々々の方針によつて幾分か変わるかと思ふので、画一的に考へられなかつたと思ひます。ですから各府県のほうにおいて特にそういう点で運転資金がございませう。設備資金のほうは、その県においてはまあ大体充当されてゐるというふうなことであれば、府県のほうの出資分を当面運転資金の金融のほうに廻すということになりますれば、恐らく漁業者の出した出資額は相當それ以上に高い額というふうなものが運転資金のほうで出るわけではございませうから、その場合にやはり業務方法書で最低線としては自分で積んだものの何倍かまでは出すけれども、六倍、七倍というふうな場合、個々に県の意見も聞いて審査しようというふうな形がとられ得るかとも思ひ

まするので、そこらの運用は個々の協会の運用に委せる、こういう考へ方ではございませう。勿論運用が悪い場合には、これは今までの協同組合も或いは連合会等以上に公共性が高いものでございませうから、政府のほうにおいても監督権を持つておりますから、適切に運用するように指導して参りたい、こう考へてゐるわけではございませう。

○委員長(秋山俊一郎君) もう一つお尋ねいたします。これは少し私の愚問かも知れませんが、金を借りる場合に、この信用保証を得て金を借りると、その場合に大体まあ二倍くらい、出資の二倍くらいなら保証しよう、もう少し担保でも出せばもううちよつと保証しよう。或いは保証人を作ればもう少し保証しようといつたようなこともあり得るのですか。

○説明員(濱田正君) そういうことがあり得るわけではございませう。

○委員長(秋山俊一郎君) そうすると、保証人、或いは担保が全然なしにも保証させるわけですね。

○説明員(濱田正君) その場合はこれはいろいろの要件を考へなくてはならぬので、例えばその人の漁獲物がいわゆる協同販売にかかつて、そうしてそれが一定率で天引され得る、従つて安全だと、こういう条件があるとすれば、丁度保証人が立つたと同じような形なんです。だからそれはそれとしての一つの担保力といひますが、信用力ということになつて来ます。だから一つ一つの事情によつて、この点を一律一体に金融機関が担保を持つて来ない、絶対に貸さんというふうな割切らなくとも、基金並びに協同組合なんかの何といひますが、一体の運用でそ

まするし、まあ大体担保力も或る程度あるわけではございませうから、その担保をプラスしたというふうな場合には、まあ五倍程度まで持つて行くのが適當じやないかと、こういうふうな考へておるわけではございませう。それで全体として考へればスタートにおいては大体總額の四倍くらいというふうなところで、日銀のほうは運用をしてもいい。四倍くらいまでのところは個々に審査しないで、日銀としては適格担保として／＼再割するこういうふうな形で行きたい、こういうふうなことを話合ひを進めてゐる状態ではございませう。それは若し府県のほうで漁業者が出したものを、半分までは出すというふうな形になれば漁業者の出したものの六倍までは平均して当面保証され得るわけではございませうから、それに付いてはどういう方面にその公共団体の出資分を保証に充当して行くかというふうなことは、府県々々の方針によつて幾分か変わるかと思ふので、画一的に考へられなかつたと思ひます。ですから各府県のほうにおいて特にそういう点で運転資金がございませう。設備資金のほうは、その県においてはまあ大体充当されてゐるというふうなことであれば、府県のほうの出資分を当面運転資金の金融のほうに廻すということになりますれば、恐らく漁業者の出した出資額は相當それ以上に高い額というふうなものが運転資金のほうで出るわけではございませうから、その場合にやはり業務方法書で最低線としては自分で積んだものの何倍かまでは出すけれども、六倍、七倍というふうな場合、個々に県の意見も聞いて審査しようというふうな形がとられ得るかとも思ひ

まするし、まあ大体担保力も或る程度あるわけではございませうから、その担保をプラスしたというふうな場合には、まあ五倍程度まで持つて行くのが適當じやないかと、こういうふうな考へておるわけではございませう。それで全体として考へればスタートにおいては大体總額の四倍くらいというふうなところで、日銀のほうは運用をしてもいい。四倍くらいまでのところは個々に審査しないで、日銀としては適格担保として／＼再割するこういうふうな形で行きたい、こういうふうなことを話合ひを進めてゐる状態ではございませう。それは若し府県のほうで漁業者が出したものを、半分までは出すというふうな形になれば漁業者の出したものの六倍までは平均して当面保証され得るわけではございませうから、それに付いてはどういう方面にその公共団体の出資分を保証に充当して行くかというふうなことは、府県々々の方針によつて幾分か変わるかと思ふので、画一的に考へられなかつたと思ひます。ですから各府県のほうにおいて特にそういう点で運転資金がございませう。設備資金のほうは、その県においてはまあ大体充当されてゐるというふうなことであれば、府県のほうの出資分を当面運転資金の金融のほうに廻すということになりますれば、恐らく漁業者の出した出資額は相當それ以上に高い額というふうなものが運転資金のほうで出るわけではございませうから、その場合にやはり業務方法書で最低線としては自分で積んだものの何倍かまでは出すけれども、六倍、七倍というふうな場合、個々に県の意見も聞いて審査しようというふうな形がとられ得るかとも思ひ

の点が確保できる、そうならば又融資の場合の保証倍率も違つて来る、こういうことになると思ひます。

○委員長(秋山俊一) 私はこの金は元来担保力も非常に弱いし、信用も低いから、こういう信用基金制度を設けたのであつて、若し信用をつけるために保証人を要求するとか、或いは担保を要求するとかいう習慣がつくというところ、この信用基金の値打がなくなつて来る、そういう習慣はどうしてもつけやいかんように思ひますが。

○説明員(濱田正吉) その点はなかなかむずかしいところでありまして、これはこの基金は結局両方の双でありまして、できるだけそういう人には保証をつけて融資をしてやりたい、勿論そういう狙ひです。併し余り何とないまま、その点に徹底し過ぎて勇敢に保証し証ぎるといふと、今度はそれが返つて来んといふことになる、代位弁済する場合焦付きになる、基金が倒れる。こういうことになると、融資はしてやりたし、基金は恒常的に持つて行きたし、両方の要素を持つていくわけです。但しこれは金融機関でなくして、我々の団体であるといふことであつて、金融機関はとことんまで担保を請求するが、こちらのほうから見れば基金が儲け仕事ではないので、濃れん程度で常時ふくれもせん、減りもせん程度で廻転し得るような条件、この二つの条件の上で担保を取つたり取らなかつたり、ただ先ほど言ひましたように、水揚げ高でやれるという手があるならば、何も取らなくても行ける、或いはその人の二倍までは先ず大丈夫だが、それ以上になると、ちよつとやつてやりたいが、やれば基金が危ないといふ

いう場合は、やはり取らざるを得ないという両方の要素を加味するので、委員長が先ほど言ひましたように、担保などはそも／＼その目的から見取らんといふことにすれば、それはあとのほうの基金の安全は然らばどうしてくれるかといふことになる。その辺の調整は金融もやりたい、基金は安全を図りたい、この二つを噛合せながら運用して行かざるを得ない。ただ運用のやり方が金融機関の言うように担保を、抵当物件を持つて来んと絶対駄目だといふような一律一体ではなくて、その人の実情に合うように違つたり方が出て来る、こういうことなんです。

○委員(長秋山俊一) これは例えば銀行から借りてゐる、それで基金が保証してゐるという場合には、若しそれが一文も払わなければ基金が全部を払うわけですね。銀行には十萬圓なら十萬圓全部を払つてやる。そうしてそのうちの七割といふものは保険で入つて、あとの三割を基金が負担する、こういう恰好になるわけですね。

○説明員(濱田正吉) その通りでございます。

○委員(長秋山俊一) そうするとその三割に對するところの担保といひますが、信用といふものの保証がつけば、相当の金を貸出しても基金は心配ないといふことになるわけですか。

○説明員(濱田正吉) その通りでございます。

○委員(長秋山俊一) そうですね。食込んで来る、こういうふうな形になります。そういうふうな程度であれば、これは金融機関のほうにいたしましても、もう大体その保険特別会計と或いは基金と両方からして、回収は非常に確実でございますので、それで貸出すほうから言へば、これはもう余り文句は言えない、こういう立場にあるわけでありまして。但し基金のほうはその他の出資した人たちが、出資した公共団体等の意見もございまして、その基金に穴をあられては困るという意味から言つて、基金のほうで或る程度いろ／＼なその条件は審議する。但しこれはお互に借り手でありまして、実情はよくわかるわけでありまして、から、そういう点をお互に借りにくい、その点は両方の点を考えながら、借り手の側に立つて、十分基金のほうの運用はやつて行けるのじやないか、こういうふうな考え方を持つてゐるわけでありまして。金融機関について考えれば、金融機関は余りこれだけばかりした保証のあるものに對してかれこれ注文を出しにくい、こういう状態にあります。倍率が将来七倍、八倍といふふうな大体上つて行くといふ点のことを考えると、これは金融機関においても相当警戒しなければならぬ場合もあるけれども、まあそういうふうな状態では、金融機関のほうの側から見ればこれは非常に貸出しにくい制度になつて来ております。基金の内部がこれなによりといふ線で、内部的に構成メソッドが自爾しながら適度に調節を回つて行くといふことが主体になると思ひます。

○玉柳實君 只今質疑応答のありました。た点は、この保証制度の今後の運用上極めて重要な点でありますし、念を押すようでありまして、同じような趣旨のことにつきまして、なお私からも伺ひしておきたいと思ひます。先ず金融機関の融資資金は言うまでもなく自己資金ですね。

○説明員(濱田正吉) その点はなかなかむずかしいところでありまして、これはこの基金は結局両方の双でありまして、できるだけそういう人には保証をつけて融資をしてやりたい、勿論そういう狙ひです。併し余り何とないまま、その点に徹底し過ぎて勇敢に保証し証ぎるといふと、今度はそれが返つて来んといふことになる、代位弁済する場合焦付きになる、基金が倒れる。こういうことになると、融資はしてやりたし、基金は恒常的に持つて行きたし、両方の要素を持つていくわけです。但しこれは金融機関でなくして、我々の団体であるといふことであつて、金融機関はとことんまで担保を請求するが、こちらのほうから見れば基金が儲け仕事ではないので、濃れん程度で常時ふくれもせん、減りもせん程度で廻転し得るような条件、この二つの条件の上で担保を取つたり取らなかつたり、ただ先ほど言ひましたように、水揚げ高でやれるという手があるならば、何も取らなくても行ける、或いはその人の二倍までは先ず大丈夫だが、それ以上になると、ちよつとやつてやりたいが、やれば基金が危ないといふ

○説明員(濱田正吉) それは結局両方にかかるわけですね。代位弁済をしたその担保がそのまゝつてこつて来ますから、基金が取立てて行くのだから、先ず二つの要素があると思ひますが、基金のほうから見れば、金融機関が取つて代位弁済する率が少ないほうが、基金としてはいい。併し代位弁済をしたら基金がその担保は持つた、こういうことになるので、何といひますか、これは担保を取ることと同じようなことになりまして。或いは場合によれば基金がその保証人を立てて金融機関には取られんといふ手もありま

○委員(長秋山俊一) これは例えば銀行から借りてゐる、それで基金が保証してゐるという場合には、若しそれが一文も払わなければ基金が全部を払うわけですね。銀行には十萬圓なら十萬圓全部を払つてやる。そうしてそのうちの七割といふものは保険で入つて、あとの三割を基金が負担する、こういう恰好になるわけですね。

○説明員(濱田正吉) その通りでございます。

○委員(長秋山俊一) そうするとその三割に對するところの担保といひますが、信用といふものの保証がつけば、相当の金を貸出しても基金は心配ないといふことになるわけですか。

○説明員(濱田正吉) その通りでございます。

○委員(長秋山俊一) そうですね。食込んで来る、こういうふうな形になります。そういうふうな程度であれば、これは金融機関のほうにいたしましても、もう大体その保険特別会計と或いは基金と両方からして、回収は非常に確実でございますので、それで貸出すほうから言へば、これはもう余り文句は言えない、こういう立場にあるわけでありまして。但し基金のほうはその他の出資した人たちが、出資した公共団体等の意見もございまして、その基金に穴をあかれては困るという意味から言つて、基金のほうで或る程度いろ／＼なその条件は審議する。但しこれはお互に借り手でありまして、実情はよくわかるわけでありまして、から、そういう点をお互に借りにくい、その点は両方の点を考えながら、借り手の側に立つて、十分基金のほうの運用はやつて行けるのじやないか、こういうふうな考え方を持つてゐるわけでありまして。金融機関について考えれば、金融機関は余りこれだけばかりした保証のあるものに對してかれこれ注文を出しにくい、こういう状態にあります。倍率が将来七倍、八倍といふふうな大体上つて行くといふ点のことを考えると、これは金融機関においても

○玉柳實君 只今質疑応答のありました。た点は、この保証制度の今後の運用上極めて重要な点でありますし、念を押すようでありまして、同じような趣旨のことにつきまして、なお私からも伺ひしておきたいと思ひます。先ず金融機関の融資資金は言うまでもなく自己資金ですね。

基金そのものの信用力の問題でありまして、これは保証している以上は、相手方が返さなかつたらば、基金が代つて払つてやる、こういうことなんです。だから金融機関から見ても、基金が代つて払つてやる能力がなければ話は別ですが、今言いますように漸進主義で、余り派手に初めからやらないで、その信用度を維持するという事になれば、金融機関側から見れば何も伊達や酔興に担保を取つてゐるのではなくて、債権を確保するために担保を取つてゐるので基金のほうから代つて払つてやるという信用力ですか、とにかくあの基金にファンドが十億放り込んである、若し金を借して返つて来なかつたら、そのファンドから返してもらえらるという安全性があれば、何も金融機関は、何といひますか、心配せんでもいい、こういうことになるわけでありまして、従来のもうかしい点からは解放される、こういうことになるわけでありまして。

○玉柳實君 成るほどまあお話のようない一応の理窟はつくと思つたのです。併し私は曾つて中小商工業者に対する信用保証協会の設立いたしましたので、その顧問として運用の面に携つたことがございまして、その経験によりまして、保証してやる、而もお話のようない保証協会の基礎も相当強固であつて、安心の行く程度のものでございまして、その協会が保証をいたしまして、金融機関としては、従来の貸付方法を何ら緩和することはなかつたのであります。その保証協会の運用に当りまして、しばしば金融関係者並びに中小企業者と双方集りまして、懇談会も

開催いたしました、出席しました金融機関或いは日銀の支店等におきまして、やはり銀行は決して慈善事業でないものであるから、やはり堅実に償還のできる、確実なもののみしか貸付ができないというふうな意味のことが繰返し強調せられ、業者のほうからは反対に、そも／＼この制度というものは中小業者の窮迫を打開する目的の下に生まれた制度であるから、その根本の趣旨、目的に副うがごとく運用するたに今少し深く協力をして、従来の貸付条件についても検討を加えて、もつと容易な方法で貸付をしてもらいたいという要望がしばしば繰返されたのであります。結論におきましては、結局金融機関在来の融資方針を変更することなくして、中小業者の救済には無論役立ちましたけれども、それ以上に金融機関の救済それ自体に役立っているというふうな感を免れないのでありまして、従いましてかかる制度を設立せられるに当りましては、何らかの方法でこの金融機関に対してこの法律の制度に強く協力するような指導といひますか指導をする、そうして何らかの協定を結ぶというふうな方法が、考えられますかどうか知りませんが、その金融機関の協力態勢について、何か保証をとるといふようなことをお考えにならないと、なかなかうまく期待した通り運用できないのじやないかという懸念を持ちます。何か金融機関のこのほうに特別に協力するような指導等につきましてお考えになつておりましようか。

○政府委員(塩見友之助君) その点は何もこれで金融全般を解決する意味で

はなくて、現在の金融機関の行なつてゐる金融というものがスムーズに行くように、こういう制度をやつてゐるわけにございまして、それで金融機関については、その政府のほうで、こういうふうにしてくれ、こういうふうなことをこれは関係する金融機関の数も非常に多い、その協会等も弱体なもので、そういう点を統一してきめるといふうなことはなかなか／＼なりにくいと思ひます。例えてみればこれは個々の基金協会のその内容等によつても相違つておりますし、或る場合には、その協会が非常に強固であれば、客易な条件で貸出せるし、それが非常に運営のが或る程度それだけの効果を發揮し得ない場合もあるもので、画一的に中央において、こういうふうな方針でやつてくれというふうなことを金融業者と結ぶというふうなことは、今のところは考へておりませんけれども、この制度が出てこようというふうな形で行けば相当量は出ると考えられますので、できるだけそういうふうな制度の内容、運営等について、基金のほうに十分な指導をすると共に、その状態を金融機関のほうに十分わからせる。こういうふうな意味において、それでその金融機関等からも学識経験者として、只今協会のほうに人を出してもらつたというふうなことを考へてゐるわけですが、信用保証協会のほうの關係は、大体今まで調査されましたところでは、約三十億ぐらいの基金が集まつております。それに対して百五十億ぐらいが出てゐる。こういう状態にございまして、これはまあ漁業のほうについても大体その

程度のことが漁業だけでできますれば、私は相當なプラスになる、こう考へております。又一つは、一般の中小企業においては、銀行等について考えました場合に、貸出条件とかいろいろ関係から見ると、中小企業に貸さないでも、まだ大企業に貸したほうが有利であるというふうな場合が、こういうふうな保証協会や、金融保険の特別会計があつてもなお、やはり大企業のほうが安全だといふふうな場合が、銀行等については相當ありましよう。そういうふうな銀行は或いはこれが出てくる。そういうふうな点から言つて、商工中金といふようなものの資金源の充実に考へるので、それでこつちのほうの資金源の供給をたつぷりさせないと駄目だといふような点が一方にあるわけなのであつて、この種の漁業につきましても、そういう点から見ますと、やはり銀行だけに頼るわけには行かないので、農林中金であるとか或いは漁信連であるとかといふようなところの強力なバックが必要である、こう考へておるわけでありまして、場合によつては、勿論その府県のほうにおいて漁信連のほうに預託金を出して、それでこつちのほうの資金源をバックするといふこともありましようし、政府のほうにおいても、一般的に農林中金の資金源の状態を見て、それで非常にこういうふうな種類の金融に相當な額が出ておつて、そのために資金源が非常に枯渇しておるといふ状態があれば、大蔵省と相談して同じように預託金を今もつとありますけれども、それを増額してもらつたか、或いは金融債の引受

け等において設備資金が相當の額が出ておれば、その引受けといふようなものも容易にしてもらつたか、いろいろ資金源の手当等について、そういうふうな系統機関をやはり十分バックアップしながら資金源をたつぷり出すといふようなことが必要にやないか。そういうふうな意味においては政府においてはたいに努力しなければならぬし、そういうふうな關係を受持つておりますところの農林中金なり或いは漁信連といふふうなものについては、我々のほうで特にやはり十分そういう活動をしてもらいたいといふことの、指導なり交渉なりといふようなことをやつて行かなければならぬと、こう考へておるわけでありまして、それで信用保証協会のほうは……、ちよつと速記をとめて下さい。

○委員(長秋山俊一郎君) 速記をとめて下さい。

○委員(長秋山俊一郎君) 速記を始めて下さい。

○玉柳實君 いろ／＼お話を承りまして、一口に言へば、金融機関のこの制度に対する協力態勢について、特段の措置は具体的におとりになつていないやうであります。実はこの保証法とやや違ひますけれども、過般の国会を通過しましたルース台風による漁業災害の復旧に要する資金の融資につきましては、御承知の通り三割の政府保証の下に融資の途を開いておられますが、その農林中金その他の金融機関の扱い等を見ますと、やはり従来の例、これは自己資金であるから、従来の融資方法を一步も變更することはできないといふことで、極めて嚴重なる

審査を加えておきます結果、殆んどあの法律が今回の国会で議員立法によつて制定せられ、ルース台風によつて災害を受けた業者の救済という趣旨目的からあの法律を制定したのであるけれども、その趣旨というものは第一線の金融機関においては全く顧みられないうで、従来の融資方針と何ら変わるところがない。従つてあの制度も全く画にかいた餅に過ぎないといつたような非難が非常に多い。これを現実に見聞いたしまして、なか／＼我々の意圖した通りに金融機関というものは運用することが困難であるといふことをみまして、非常に遺憾に思つていたわけでございます。かような見地から非常に心配して大體のお尋ねをしたわけでありますが、特に金融機関が法律の趣旨目的に副つた運用をすること、更に具体的な話合を進めることについて、いろいろ／＼一ついひ智恵をしぼつて御研究を願つておきたい、かように深く御希望を申し上げます。

○政府委員(塩見友之助君) その点はくどく申上げるようですけれども、ルース台風の場合には三割が政府補償、七割は、金融機関が貸倒れの場合には持たなければならぬというふうな危険な状態にあるわけでありまして、その場合には七割は府県の特別会計で国が払う、あとは基金のほうで若し四倍出れば二五%までは確実に入るし、又基金がまだ／＼全部穴があいていない限りは、あとの三割は払われるという金を現実的に積んでおつて保証されておるわけですから、金融機関についていへば、ルース台風の災害の場合には若し国が三割で、それで果があと七割を持つといふことなら貸出は容易

でしょう。この場合には殆んど全部が大體基金の運用方針にもよりまされども、比率は相当高いものが金融機関としては保証されておるといふふうな関係からして、あれこれとはもはや受信力の強化という点では違ひはある、こう思つておるわけなんです。そういうふうな意味において基金の強化といふことと、それから信用保証の保険の率を何割まで持つて行くかといふことが、かなり信用事業をやるどころの銀行等に対する魅力としては高いほどいいといふふうな点、我々のほうとしてもできるだけの高い率といふところで、七割を今話合を付けておる、こういう状態にあるわけなんです。あとまあ金融機関のほうに、それでもやはりより安全だといふふうな、例えば大企業であるとか、今まで貸しても間違ひなかつたといふふうな、やはり安全を希望する関係からは流しがちです。で、そういうふうな点についての運用については、やはり強制はすることはできないわけですが、その基金の内容と基金制度の運用について、十分な金融機関の理解を持つてもらうといふふうな点から言へば、基金の中にやはり学識経験者としてそういうふうな人たちが十分中へ入つてもらつて、運用自体を見てもらうといふふうな形になると、非常にそういう点で貸す側のほうも信用をして貸出しやすい。又貸出しやすいような形で、業務運営やなんかをやつてもらつたほうがよりお互いに円滑にやりやすいといふふうな意味で、この構成のほうもできるだけそういうふうな形で持つて行きながら、現実を通じてその金融機関の協力を求めたい、こういうふうな考え方を

しておるわけです。それでもなか／＼金融機関のほうは実際現状から申しますと、今前に御指摘のあつたように、なか／＼実際金というものは貸出さないうでございまして、そういう点について、どれほどまでこれが成功をおさめるかといふことは、今後そういうふうな点で、制度だけができてこれに画にかいた餅になる虞れもあります。それから、中身を十分入れるといふふうな点について、我々のほうも金融機関に對しても十分そういう点を納得させるようにするし、又協力してもらふように、又府県においてもそういうふうな点で特段の努力をしてもらうといふことは、これどうしてもやはり必要だ、こう考えておるわけでありまして。

○玉柳實君 只今のお話はよくわかりました。成るほどルース台風による制度に比較いたしますれば、本制度は遙かに金融機関にとつて有利でありますので、まあそれだけ運用の上においても期待が持てるわけでありまして、ただ従来の金融機関の貸付の事情から考えまして、不安の余り強調したわけを願つておきたいと思ひます。

なお一つ、この保証法による融資については、例えば農林中金に特に政府資金を廻すといふようなことは全然お考えにはなつていないのでしょうか。

○政府委員(塩見友之助君) 運転資金については、農手或いは貿易手形、買手と同じように、日銀のほうで再割してもらふといふふうな点で、資金源のほうは銀行で一生懸命になつて努力しただけに必ずしも頼らないで、こちらも尻も見られるように話をつけております。又設備資金のほうにつきまして

は、これは農林中金であるとか、或いは長期信用銀行であるとかいふふうな方面に對しましては、政府のほうの金融債引受といふふうな形で、資金源のほうは或る程度これとの関連も見合ひながら、殊に農林中金のほうの場合には、一般産業ではなくて農林水産業でございまして、そういう点で金融債の引受等について資金源のほうは見つけております。だからいくらか政府のほうでも、資金源のほうについて考えるわけでございますが、これはもうこれと紐付きで資金源を考えたいといふことはできませんので、やはりそれはほかのほうの、政府で以て特に力を入れると同じように、一部はやはり一般市中の預金といふふうなものがこれに流れますし、相當の部分は政府のほうにおいても直接又は間接に資金源を見て行く、こういう立場であつたわけでありまして。こう考えております。

○玉柳實君 明日も質問続行しますか。

○委員長(秋山俊一君) ええ、審議を継続しましょう。

それでは、本日の會議はこれを以て散會いたします。

午後四時二分散會

十二月十六日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、以西機船底びき網漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業の許可等に関する漁業法の臨時特例に関する法律案

以西機船底びき網漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業の許可等について

ての漁業法の臨時特例に関する法律案

以西機船底びき網漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業の許可等についての漁業法の臨時特例に関する法律

第一条 以西機船底びき網漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業についての漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第五十二条第一項の許可及び同法第五十四条の起業の認可には、同法第五十八条の規定は、適用しない。

第二条 前条の許可又は起業の認可は、漁業法第五十五条第一項又は第五十九条の規定により許可又は起業の認可をしなければならぬ場合を除く外、左に掲げる場合に限りてすることができる。

一 中型機船底びき網漁業取締規則(昭和九年農林省令第二十号)第一条ノ二又は第三条第一項の規定より東経百二十八度三十分以西、北緯二十五度以北の海面を操業区域の全部又は一部とする漁業の許可又は起業の認可(以下「第二条第一号の中型機船底びき網漁業の許可等」という。)を昭和二十七年十二月一日において受けていた者(以下「第二条第一号の中型機船底びき網漁業者」という。)で、その許可又は起業の認可を受けた船舶によるその漁業を廃止し、その船舶に代る船舶(改造により総トン数が増加したものを含む。次号において同じ。)について以西機船底びき網漁業を営もうとするものから、当該漁業の許可又は

起業の認可の申請があつたと
き。

二 中型かつお・まぐろ漁業取締
規則（昭和二十一年農林省令第
四十三号）第二条又は第四条第
一項の規定により總トン数七十
トン以上の船舶についての漁業
の許可又は起業の認可（以下
「第二条第二号の中型かつお・
まぐろ漁業の許可」という。）
を昭和二十七年十二月一日にお
いて受けていた者（以下「第二
条第二号の中型かつお・まぐろ
漁業者」という。）で、その許可
又は起業の認可を受けた船舶に
よるその漁業を廃止し、その船
舶に代る船舶について遠洋かつ
お・まぐろ漁業を営もうとする
ものから、当該漁業の許可又は
起業の認可の申請があつたと
き。

第三条 左の各号の一に該当する者
は、第二条第一号の中型機船底び
き網漁業者又は第二条第二号の
中型かつお・まぐろ漁業者とみな
す。

一 第二条第一号の中型機船底び
き網漁業者又は第二条第二号の
中型かつお・まぐろ漁業者か
ら、相続又は合併により、その
許可又は起業の認可を承継した
者

二 第二条第一号の中型機船底び
き網漁業者又は第二条第二号の
中型かつお・まぐろ漁業者か
ら、その許可を受けた船舶を譲
り受け、借り受け、その返還を
受け、その他その船舶を使用す
る権利を取得した者又は取得し

ようとする者で、その船舶につ
いて第二条第一号の中型機船底
びき網漁業の許可等又は第二条
第二号の中型かつお・まぐろ漁
業の許可等を受けたもの

三 第二条第一号の中型機船底び
き網漁業者又は第二条第二号の
中型かつお・まぐろ漁業者で、
その許可の期間の満了により更
に第二条第一号の中型機船底び
き網漁業の許可等又は第二条第
二号の中型かつお・まぐろ漁業
の許可等を受けたもの

四 第二条第一号の中型機船底び
き網漁業者又は第二条第二号の
中型かつお・まぐろ漁業者で、
その許可を受けた船舶によるそ
の漁業を廃止し、他の船舶につ
いて第二条第一号の中型機船底
びき網漁業の許可等又は第二条
第二号の中型かつお・まぐろ漁
業の許可等を受けたもの

五 第二条第一号の中型機船底び
き網漁業者又は第二条第二号の
中型かつお・まぐろ漁業者で、
その許可を受けた船舶が滅失
し、又は沈没したため、滅失又
は沈没の日から六箇月以内に、
他の船舶について第二条第一号
の中型機船底びき網漁業の許可
等又は第二条第二号の中型かつ
お・まぐろ漁業の許可等を受け
たもの

六 前五号に掲げる者に準ずる者
として農林省令で定める者

附則

1 この法律は、公布の日から施行
する。

2 この法律は、公布の日から起算

して二年を経過した時にその効力
を失う。

昭和二十八年一月二十九日印刷

昭和二十八年一月三十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局